



大渕正氏

私は雨漏りの検査及び診断業務の専門家資格を有する「雨漏り検診士」であり、同時にADR調停人候補者の資格を保有し、建物の維持保全に關わる、とりわけ雨漏り事案解決に特化したインスペクション分野で活動しており、建築のプロフェッショナルでも分からぬ雨漏り事案を多く取扱っています。

なお、私は一般社団法人雨漏り調停人候補者として、当団体に寄せられるお悩みとして、「雨漏りの事をどこに相談して良いか分からない」「幾度となく雨漏り補修をし

漏り検診技術開発研究所の代表理事兼所長を務めており、志を同じくする全国の雨漏り検診士の皆さまと連携を取り組み、公正中立な立場の第三者機関として、クライアントのニーズに応えています。

雨漏りに関する悩み

【調停人候補者】

大渕正氏

雨漏り検診技術開発研究所代表理事兼所長(東京都清瀬市)

が、これはまさにADR調停人に通じるところがあると思います。当団体に寄せられるお悩みとしては、「雨漏りの事をどこに相談して良いか分からない」と相談を受け、当団体に雨漏り調査

を行ったところ、「雨漏りの原因が特定されない」という内容が多いです。

私は雨漏りの検査及び診断業務の専門家資格を有する「雨漏り検診士」であり、同時にADR調停人候補者の資格を保有し、建物の維持保全に關わる、とりわけ雨漏り事案解決に特化したインスペクション分野で活動しており、建築のプロフェッショナルでも分からぬ雨漏り事案を多く取扱っています。

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談の中、制度上の正規の和解手続きに至るものはない一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の不動産業者(調停人候補者)の方々の声をご紹介します。

街の不動産トラブルを解決する —56 調停人候補者紹介

たが一向に沈静化しない」「明確な雨漏り原因の特定が出来ない」「雨漏りの是正工事内容が適切かどうかわからない」という内容が多いです。

裁判になる前に

このよつた雨漏り事案を扱

原因特定と検証

う際、当団体が所有する検査雨漏り検診士が「適切な雨漏りの検査を実施した上で、明確な雨漏り原因の特定と検証

内容を正確に記載した検査結果報告書の作成し、依頼者に提出します。この件では、請

た業者に対し指摘され、その業者は「工事依頼を請負つた範囲以外に雨漏り発生の原因があるのではないか」と主張している案件

は」と主張している当事者間(物件所有者と雨漏り事案に係った業者)でのトラブルを早期にかつ円滑に問題解決が図られることを切

て経つてもクレーム処理がADRの機会においては、最も良の修繕方法などを提案できることで、業者側から「自社の瑕疵に起因したものか否かの判断を裁判になる前に話し合いで話し合いの場に同席し、解決に導いていくのが良い」と相談を受け、当団体に解決したし、検査から解決までを実施

いと思います。雨漏り検診士はその特性をいかんなく發揮

できるという、更に社会的ニーズに応える」とのじめる存在なのです。